



取引相場のない株式等に係る 相続時精算課税制度の特例の創設

トキワユナイテッドパートナーズLLP 代表パートナー・税理士

鈴木広典

Essence

高齢化の進展に伴い相続による資産移転の時期が大幅に遅れてきているという状況と、高齢者の保有する資産の有効活用を通じて経済社会の活性化に資するといった社会的要請により、平成15年度税制改正において相続時精算課税制度が新たに創設された。さらに、今般、中小企業等の円滑な事業の承継を可能とするための制度の拡充が求められるようになり、それに対応する形で中小企業等の早期かつ計画的な事業承継の促進の観点から、平成19年度税制改正により従来の相続時精算課税制度の特例という位置付けで、新たに「取引相場のない株式等に係る相続時精算課税制度の特例」が創設された。本稿では、その内容と適用要件を確認するとともに、適用にあたっての具体的な留意点を検討したいと思う。

① 従来の相続時精算課税制度 (原則)の概要(相法21の9)

1 内容

相続時精算課税制度は、65歳以上の親からその推定相続人である20歳以上の子に対して行う贈与について、納税者である受贈者(子)が相

続時精算課税制度を選択したときは、その受贈財産の価額から2,500万円の特別控除額を控除した残額について、一律20%の税率により贈与税が課税されるというものである。その後、上記贈与者(親)の相続発生時には、相続時精算課税制度に係る贈与財産も相続財産に含めて計算した相続税額から、既に支払った相続時精算課税制度に係る贈与税額を控除して、最終的な納付相続税額を計算する。

2 適用要件

(1) 適用対象者

相続時精算課税制度の対象となる贈与者は、贈与した年の1月1日において65歳以上の者である。また、受贈者の要件は、贈与者の推定相続人である直系卑属のうち、贈与した年の1月1日において20歳以上の者とされている。なお、養父、養母及び養子であるかは問わない。

(2) 適用手続

相続時精算課税制度の適用を受けようとする者は、贈与を受けた財産に係る贈与税の申告期限内に、所定の事項を記載した「相続時精算課税選択届出書」及び一定の添付書類を申告書とともに納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この「相続時精算課税選択届出書」

は撤回することができないため、一度提出した場合は贈与者の相続開始まで継続適用されることとなる。

なお、相続時精算課税制度の選択は受贈者が贈与者ごとに行うこととされていることから、例えば、父からの贈与について相続時精算課税を選択しても、母からの贈与については通常の暦年贈与課税を選択することも可能である。

3 税額計算の方法

(1) 相続時精算課税に係る贈与税額の計算

上述のとおり、相続時精算課税制度を選択した受贈者はその撤回が不可能なことから、選択後において当該贈与者から受ける贈与については、財産の種類、贈与回数等を問わず全て相続時精算課税の対象となる。

なお、特別控除額2,500万円は、暦年単位の控除限度額ではなく当該制度を通じた通算控除額となっており、贈与者の別ごとにそれぞれ2,500万円控除が可能となる。

また、通常の暦年贈与課税における年間110万円の基礎控除は併用して適用することができないので留意が必要である。

(2) 相続時精算課税に係る相続税額の計算

相続時精算課税制度選択後に贈与された財産については、年数如何にかかわらず全て相続財産に持ち戻され、相続税の課税価格に算入されることとなる。なお、相続税の課税価格に加算する贈与財産の価額は、贈与時における贈与財産の価額によることとされている。

② 取引相場のない株式等に係る 相続時精算課税制度の特例 (措法70の3)の概要

1 内容

推定相続人である子(受贈者)が、平成19年

1月1日から平成20年12月31日までの間に、取引相場のない株式等の贈与を受ける場合には、下記2の要件を全て満たす場合に限り、60歳以上の親からの贈与についても相続時精算課税制度の適用を選択可能とするとともに、当該株式等の贈与については2,500万円の特別控除を500万円上乘せして3,000万円とすることが可能となる。

2 適用要件

(1) 贈与額要件

その年に取得した1つの銘柄の同族株式の価額の合計額が500万円以上であること。

(2) 贈与者要件

当該贈与の年の1月1日において60歳以上である者で、かつ、当該同族株式の最初の贈与直前に下記に掲げる要件の全てを満たす者。

(イ) 当該同族法人の代表者であること。

(ロ) 当該同族法人の発行済株式の総数の100分の50超の株式を有すること。

(ハ) 当該同族法人の総株主の議決権(株式会社にあっては、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除く)の100分の50超を有すること。

(3) 受贈者要件

当該贈与の年の12月31日において当該同族法人の役員等で、下記要件Aの全てを満たす者であり、かつ、確認日(この特例の選択に係る贈与税の申告期限から4年を経過する日(受贈者又は贈与者が4年を経過する日までに死亡した場合にはその死亡の日、当該同族法人が解散等した場合には一定の日))において、下記要件Bの全てを満たすことが確実であると見込まれる者。

(要件A)

(イ) 相続税の納税義務のある居住者等であるこ

- と。
- (ロ) 上記(2)の贈与者要件を満たす者の直系卑属である推定相続人であること。
- (ハ) 当該贈与の年の1月1日において20歳以上の者であること。
- (要件B)
- (イ) 当該同族法人の代表者であること。
- (ロ) 当該同族法人の発行済株式の総数の100分の50超の株式を有すること。
- (ハ) 当該同族法人の総株主の議決権(株式会社にあつては、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除く)の100分の50超を有すること。
- (4) 同族株式要件
議決権の制限がないこと、当該同族法人の株式の全てが取引所等に上場されていないことその他一定の要件を満たす株式等であること。
- (5) 同族法人要件
当該同族法人が、当該株式の贈与の時(ハ)の要件にあつては、当該贈与の直前を含む)において、下記に掲げる要件を満たすものであること。
- (イ) 代表者が2人以上いないこと。
- (ロ) 清算中の法人でないこと。
- (ハ) 発行済株式総数に相当する金額の総額として財務省令に定める金額が20億円未満であること。
- (ニ) 会社法第108条第1項第8号に掲げる事項(拒否権付株式「いわゆる黄金株」)についての定款の定めを設けていないこと。
- (6) 確認書要件
上記(3)の確認日の翌日から2月を経過する日の前日(提出期限)までに、下記内容の確認書を納税地の所轄税務署長に提出すること。
(確認書の内容)
確認日において、当該受贈者が上記(3)要件B

の全てを満たし、かつ、当該同族法人が上記(5)(イロハ)の要件の全てを満たしていることについて、当該同族法人の本店等の所在地を管轄する経済産業局長が確認し、当該確認したことを財務省令で定めるところにより証する書類。

3 他の特例との重複適用の禁止

上記特例制度は、下記3つの他の特例と重複して適用を受けることができないこととされている。したがって、いずれの特例を適用するのが有利となるのか、その適用にあつては、十分検討すべきものと考えられる。

(1) 小規模宅地等の特例(措法69の4)

相続又は遺贈により取得した財産のうち、その相続直前において被相続人の事業もしくは居住の用に供されていた宅地等で一定の要件を満たすものがある場合には、この特例の適用を受けるものとして選択した資産については、一定の限度面積までの部分について通常の方法によって計算した評価額からそれぞれの該当する要件に応じた割合(100分の80もしくは50)で評価額を減額することができるという特例。

(2) 特定事業用資産の課税価格の特例(措法69の5)

相続又は遺贈もしくは相続時精算課税制度による贈与によって取得した財産のうち、特定事業用資産として一定の要件を満たす取引相場のない株式等がある場合には、この特例の適用を受けるものとして選択した資産については、通常の方法によって計算した評価額から10%減額することができるという特例。

(3) 住宅取得等資金の贈与に関する相続時精算課税の特例(措法70の3)

平成15年1月1日から平成19年12月31日までの間に、一定の要件を満たす住宅取得等資金の贈与があつた場合には、贈与者が65歳未満であ

っても相続時精算課税の適用を受けることができることとされ、さらに2,500万円の特別控除が1,000万円上乘せられ、3,500万円となる特例。

③ 従来の相続時精算課税制度(原則)と特例制度の比較

従来の相続時精算課税制度(原則)と特例制度の概要の比較は、以下とおりである。

	原則	特例
内容	・生前贈与した額を累積し、相続時に持ち戻して相続税を計算して相続税と贈与税の精算を行う。 ・贈与税は、課税価格が特別控除額を超える部分の金額について一律20%で課税される。 ・一度選択するとその後は同一贈与者について、全て相続時精算課税の対象となる。	
特別控除額	2,500万円(通算)	3,000万円(通算)
贈与者	親(65歳以上)	親(60歳以上) ただし、別途要件あり
受贈者	子(20歳以上)	子(20歳以上) ただし、別途要件あり
贈与財産	特に制限なし	一定の同族法人株式
届出	必要	必要 別途、4年後に確認書の提出あり

④ 生前贈与のタイミングと相続時精算課税制度の適用に関する具体的検討

前述のとおり、相続時精算課税制度に新たな特例が創設されたことにより、一定の同族株式の生前贈与については、課税上、選択の幅が広がった。ただし、その適用要件はかなり複雑なものとなっているため、生前贈与のタイミング等によっては、特例の適用が受けられないケ-

スも出てくる可能性があることから十分留意が必要である。以下に、いくつかの具体的なケースを用いて、相続時精算課税制度の適用関係を確認していきたいと思う。

1 贈与者の年齢に関する取扱い

従来の相続時精算課税制度(原則)は、贈与者の年齢要件として当該贈与の年の1月1日時点において65歳以上とされており、新たに創設された特例制度も、同じく贈与の年の1月1日時点において贈与者が60歳以上としている。

ここで明らかなおと、当該年齢の判定時点は、原則・特例いずれも当該贈与時点ではなく、贈与の年の1月1日となっている。仮に、贈与者の60歳の誕生日が3月1日で、その年の3月31日に贈与が行われた場合、当該贈与時点では贈与者は60歳となつていても、その年の1月1日時点では59歳であるため、当該特例制度の適用は受けられないこととなるので留意が必要である。

2 贈与者の役職に関する取扱い

当該特例制度の贈与者要件(上記②(2))においては、当該贈与者が当該同族法人の代表者であることとしている。

したがって、仮に現社長である父が代表権を子供に譲り、あわせて株式の生前贈与を検討しているケースについては、下記のとおり、その退任の時期と生前贈与のタイミングに応じて特例の適用可否が異なることになるので留意が必要である(なお、特例制度に関する他の要件は全て満たしているものと仮定する。)

(1) 社長退任後、一定期間経過した後に株式を生前贈与する場合

現社長である父が社長を退任し、代表権を子供に譲った後、一定期間経過後に株式の生前贈与を行う場合には、上記②(2)の贈与者要件を満たさないこととなり、当該特例制度の適用を

受けることができないこととなる。

② 株式を生前贈与した後に社長を退任した場合

株式の生前贈与を行った後（もしくは同時）に現社長である父が社長を退任し、代表権を子供に譲った場合には、上記②2(2)の贈与者要件を満たすこととなり、当該特例制度の適用を受けることが可能となる。

3 受贈者の役職に関する取扱い

当該特例制度の受贈者要件（上記②2(3)）においては、当該受贈者が当該贈与の年の12月31日時点において当該同族法人の役員等であること、また、確認日（この特例の選択に係る贈与税の申告期限から4年を経過する日）においては、当該同族法人の代表者であることとしている。

したがって、仮に株式の生前贈与後に受贈者である子供を役員等（その後、代表者）に昇格させるケースについては、少なくともその年の12月31日までに役員等となり、さらにその翌年の贈与税の申告期限から4年を経過する日までの間には代表者になっていなければ、当該特例制度の適用が受けられないこととなるので留意が必要である。

また、同族法人要件（上記②2(5)）において代表者が2人以上いないこととされていることから、父が代表権を持ったまま子供を代表者にした場合には、当該特例制度の適用を受けられないこととなる。

4 持株比率等に関する取扱い

当該特例制度の贈与者・受贈者要件（上記②2(2)(3)）においては、当該株式の贈与の直前において贈与者が当該同族法人の株式及び議決権の100分の50超を保有することとし、さらに、確認日（この特例の選択に係る贈与税の申告期

限から4年を経過する日）においては、受贈者が当該同族法人の株式及び議決権の100分の50超を保有することとしている。

このことから、仮に現社長である父が発行済株式（議決権）の過半数を保有し、その他の株式は外部の株主が保有しているようなケースの場合、4年という短い期間で父が保有する株式のほとんど全てを子供に移転しなければ当該特例制度の適用を受けることができないこととなる。

したがって、生前贈与のタイミングについては、事業の承継、経営支配権、贈与税の納税負担等の観点から十分検討した上で判断すべきものと考えられる。

5 種類株式の発行に関する取扱い

当該特例制度の同族法人要件（上記②2(5)）においては、当該同族法人は、会社法第108条第1項第8号に掲げる事項（拒否権付株式「いわゆる黄金株」）についての定款の定めを設けていないこととされている。

このことから、例えば、現社長である父が拒否権付株式（いわゆる「黄金株」）を保有し、その他の普通株式を子供に生前贈与して、事業に関する子供の自主性を尊重しつつも、引き続き経営の重要事項に関する拒否権を持って監視を行うことを検討しているケースにおいては、そもそも拒否権付株式を発行している会社であることによって、当該特例制度の適用を受けることができないこととなるので留意が必要である。

【参考文献】

- ・『税制改正の要点解説 平成19年度』浅野洋ほか 共著 清文社
- ・『資産税の取扱いと申告の手引』紀平泰久・松山明弘編 財団法人納税協会連合会